

生活保護法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号） 抄（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>（世帯単位の原則）</p> <p>第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。</p> <p>2 前項の規定の運用に当たっては、要保護者の世帯の自立の助長を図るため、その世帯に属する子どもが世帯を単位とする保護を受けつつ高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等に就学することができるよう配慮しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（検討等）</p> <p>□ 厚生労働大臣は、平成二十九年に行われた第八条第一項の基準（以下この項及び次項において「保護の基準」という。）の検証の際に用いられた手法による保護の基準の改定によつては、保護の基準が要保護者の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなくなること等が懸念されていることに鑑み、生活保護法等の一</p>	<p>（世帯単位の原則）</p> <p>第十条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

部を改正する法律（平成三十年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行後一年以内に、保護の基準の改定の方
法等の在り方を見直し、保護の基準の改定等の必要な措置を講ず
るものとする。

□ 厚生労働大臣は、前項の措置が講ぜられるまでの間、平成二十九年七月一日における保護の基準に比して要保護者に不利な内容の保護の基準を定めてはならない。

（新設）

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第三条 この法律において「児童」とは、<u>二十歳未満の者</u>をいう。</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第三条 この法律において「児童」とは、<u>十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者</u>をいう。</p>
<p>2・3（略）</p> <p>（手当額）</p> <p>第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、<u>五万二千五百円</u>とする。</p>	<p>2・3（略）</p> <p>（手当額）</p> <p>第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、<u>四万千円</u>とする。</p>
<p>2（略）</p> <p>（手当額の自動改定）</p> <p>第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が<u>平成二十九年</u>（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。</p>	<p>2（略）</p> <p>（手当額の自動改定）</p> <p>第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が<u>平成五年</u>（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。</p>

2 前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成二十九年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替えるものとする。

3 (略)

(支給期間及び支払期月)

第七条 (略)

2 (略)

3 手当は、毎月、その前月分を支払う。

(調査)

第二十九条 (略)

2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

2 前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替えるものとする。

3 (略)

(支給期間及び支払期月)

第七条 (略)

2 (略)

3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(調査)

第二十九条 (略)

2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第三条第一項若しくは第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

3

(略)

3

(略)

改正後	改正前
<p>第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者の子（二十歳未満の子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。</p> <p>2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の子（二十歳未満の子に限る。）を有するに至つたことにより、前項の規定によりその額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。</p>	<p>第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。</p> <p>2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）を有するに至つたことにより、前項の規定によりその額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害基礎年金</p>

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一～五 (略)

(削る)

(削る)

六 二十歳に達したとき。

4 (略)

(遺族の範囲)

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子(以下単に「配偶者」又は「子」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。

一 (略)

の額を改定する。

3 (略)

一～五 (略)

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 (略)

4 (略)

(遺族の範囲)

第三十七条の二 (略)

一 (略)

二 子については、二十歳未満であり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2・3 (略)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 配偶者に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が二人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一～五 (略)

(削る)

(削る)

六 二十歳に達したとき。

(失権)

二 子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2・3 (略)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～五 (略)

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 (略)

(失権)

第四十条 (略)

2 (略)

3 子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によつて消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 (略)

(削る)

(削る)

二 二十歳に達したとき。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 (略)

二 障害基礎年金の受給権者が、正当な理由がなくて、第一百七条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第四十条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

三 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

四 (略)

第七十二条 (略)

一 (略)

二 障害基礎年金の受給権者又は第一百七条第二項に規定する子が、正当な理由がなくて、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

<p style="text-align: center;">(受給権者に関する調査)</p> <p style="text-align: center;">第七七条 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして当該受給権者の障害の状態を診断させることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(受給権者に関する調査)</p> <p style="text-align: center;">第七七条 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

改正後	改正前
<p>第六十二条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当するこ とにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被 保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者 である妻であつてその権利を取得した当時四十歳以上六十五歳未 満であつたもの又は四十歳に達した当時当該被保険者若しくは被 保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定 する要件に該当するもの（当該被保険者又は被保険者であつた者 の死亡後に同法第三十九条第三項第二号から第六号までのいづれ かに該当したことがあるものを除く。）と生計を同じくしていたも のが六十五歳未満であるときは、第六十条第一項第一号の遺族厚 生年金の額に同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分 の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとする。）を加算する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第六十二条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当するこ とにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被 保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者 である妻であつてその権利を取得した当時四十歳以上六十五歳未 満であつたもの又は四十歳に達した当時当該被保険者若しくは被 保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定 する要件に該当するもの（当該被保険者又は被保険者であつた者 の死亡後に同法第三十九条第三項第二号から第八号までのいづれ かに該当したことがあるものを除く。）と生計を同じくしていたも のが六十五歳未満であるときは、第六十条第一項第一号の遺族厚 生年金の額に同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分 の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとする。）を加算する。</p> <p>2 （略）</p>

改正後

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、「平成二十九年」とあるのは「平成五年」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九條第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

改正前

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九條第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。